

## 令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(I-6-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	内容	担当 部署名	作成責任者名
<p>難病等の予防・治療等を充実させること(施策目標 I-6-1)</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること</p>	<p>健康・生活衛生局難病対策課</p> <p>健康・生活衛生局がん・疾病対策課</p> <p>医政局医療経営支援課</p>	<p>健康・生活衛生局難病対策課長 山本 博之</p> <p>健康・生活衛生局がん・疾病対策課長 鶴田 真也</p> <p>医政局医療経営支援課国立ハンセン病療養所対策室長 北 礼仁</p>	
<b>施策の概要</b>	<p><b>【1.難病・小児慢性特定疾病対策等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、難病及び小児慢性特定疾病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活環境の質の向上を図る。</li> <li>また、難病法附則に基づく施行5年後見直しについて、2021年7月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会(合同開催)において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえ、2022(令和4)年12月16日に難病法や児童福祉法の一部改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号)が公布され、2024年(令和6)年4月1日に全部施行されたところである。改正難病法及び改正児童福祉法により、福祉や就労支援の円滑な利用に向けた「登録者証」の発行、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化、匿名化した難病・小慢データの第三者提供の仕組みの創設等を行い、円滑に取組が実施されている。また、引き続き、地域協議会を活用した難病患者等への支援体制の強化等の取組を進めている。</li> <li>慢性疼痛対策については、①病態解明等の研究の推進、②患者を支援するための相談支援体制の整備、③慢性疼痛に係る医療体制の構築等を目的として、各種事業を実施している。</li> <li>慢性腎臓病(CKD)の重症化予防を徹底するため、国民や医療従事者等に慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発や研修等を行っている。</li> <li>2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。</li> </ul> <p><b>【2.ハンセン病対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)等に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図る。また、2019年11月に成立・公布された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。)に基づき、対象となるハンセン病元患者家族の方々に補償金を支給している。2024(令和6年)通常国会において、家族補償法の一部を改正する法律が成立し、補償金の請求期限が従前の施行日から起算して5年を経過した日から10年を経過した日に延長された(延長後の請求期限は、令和11(2029)年11月21日まで)。</li> <li>ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として、2021年度から「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を設置し、2023年3月に報告書が取りまとめられたところ。</li> </ul> <p><b>【3.アレルギー疾患対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指して、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として、国・地方公共団体が取り組むべき方向性を示すものとして、平成29年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(令和4年3月改定。以下「アレルギー基本指針」という。)を策定した。</li> <li>アレルギー基本方針を踏まえて、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるため、令和4年3月までに、47都道府県でアレルギー疾患医療拠点病院(以下「都道府県拠点病院」という。)が選定された。</li> <li>このほか、平成31年1月に策定した、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究の推進や、アレルギーポータルサイトを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供の実施を行っている。</li> </ul>		
<b>施策を取り巻く現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>難病及び小児慢性特定疾病の医療受給者証の交付は、対象疾病の追加等を背景に近年増加傾向にある。</li> <li>地域協議会の設置率は、自治体の予算、人員不足及び業務量の増加等の課題を主な背景として、難病は約6割、小児慢性特定疾病は約65割にとどまっている状況である。</li> <li>また、他の協議会との連携状況については、難病は約2割、小慢は約4割にとどまっている。</li> <li>慢性的痛みを抱える患者からの電話相談は、一般市民への周知等を背景に近年増加傾向にある。</li> </ul> <p>・ わが国における慢性腎不全によって透析を受ける患者は依然として高い水準にあり、令和5年末には約34万人が透析療法を受けている。また、腎疾患患者は年々増加傾向にあるとされ、年間新規透析導入患者数は約3.9万人にのぼる。</p> <p>・ 循環器病は、心疾患が我が国の死因の第2位、脳血管疾患が第4位と、がんに次ぐ我が国の主要な死亡原因であり、特に急性期突然死の原因に占める割合は、循環器病が最も多い。さらに、循環器病は介護が必要となる主な原因のひとつであるとともに、医療診療医療費に占める割合が最も高く、社会的な影響が大きい疾患群である。</p> <p>・ 我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われており、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあり、さらに生活の質が著しく損なわれる場合も多いほか、アレルギー疾患に関する膨大な情報があふれており適切な情報を選択するのは困難な状況にある。</p> <p>・ 居住する地域にかかわらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県でアレルギー疾患医療の拠点となる都道府県拠点病院を選定するとともに、当該病院と日々のアレルギー疾患医療を行っている診療所や一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制を整備している。</p> <p>・ また、①診療、②情報提供、③人材育成、④研究、⑤学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・支援といった役割を担う、都道府県拠点病院の活動実績等を定期的に評価し、適宜選定の見直しを行っている。</p>		

<b>施策実現のための課題</b>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立されていない希少な疾病であって、長期にわたり療養が必要であること等から、医療費助成や治療研究を含む医療に関する支援を行う必要がある。</li> <li>・ また、地域において安心して療養生活及び日常生活を営むことができるよう、共生社会を実現するための支援が不可欠であり、疾病特性や個々の状況等に応じて多様な、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等のニーズに適切に対応するため、地域における関係者の一層の関係強化を図ることが重要である。</li> <li>・ さらに、難病相談支援センターによる支援の質の向上及び底上げを図り、患者のニーズに対応できる体制づくりを進めていくこと及び各都道府県等における地域協議会の設置率の向上を図った上で、当該協議会を活用した難病患者等への支援体制の強化が重要である。</li> <li>・ 慢性的痛みを来す疾患は、筋骨格系及び結合組織の疾患、神経疾患等の内科的疾患、線維筋痛症や複合性局所疼痛症候群等の原因不明のものまで多種多様な一方で、客観的な評価が困難で、標準的な評価法や診断法は未確立のため、慢性的痛みを抱える患者は周囲から理解を得られにくく一人で悩みを抱えている。また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要である。</li> <li>・ 慢性腎臓病(CKD)は、患者の生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行うことで予防・治療や進行の遅延が可能な疾患であることから、正しい知識の普及を図り、早期発見・診断、良質で適切な治療の早期実施・継続につなげ、重症化予防を徹底するための施策等を行う必要がある。</li> <li>・ 循環器病は、加齢とともに患者数が増加する傾向にあり、急激に発症し、生命にかかわる重大な事態に陥り、突然死に至ることがあり、重度の後遺症を残すこと等があるため、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を行う必要がある。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされている。</li> <li>・ こうした中、普及啓発事業全般の在り方について検討を行う「ハンセン病資料館等運営企画検討会」がとりまとめた、「ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について(提言)」(平成29年3月)に基づき、ハンセン病問題に関する普及啓発を医療従事者を含め、国民に広く充実し、ハンセン病問題に対する正しい理解を広げ、偏見・差別の解消を推進していく必要がある。</li> <li>・ また、2019年11月に議員立法である「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立・公布され、2024(令和6年)通常国会において、議員立法により、家族補償法の一部を改正する法律が成立し、補償金の請求期限が従前の施行日から起算して5年を経過した日から10年を経過した日に延長されたことを踏まえ、同法に基づく補償金の支給を円滑に行う必要がある。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国では、乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有しているとされており、居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、医療従事者の質の向上等に取り組む必要がある。</li> <li>・ また、アレルギー疾患が患者の生活に与える影響に鑑み、アレルギー疾患に関する正しい知識が習得できる体制を整備するとともに、生活の質の維持向上のための支援体制を整備する必要がある。</li> </ul>

<b>各課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>		<b>達成目標の設定理由</b>
	目標1 (課題1)	難病及び小児慢性特定疾病等の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、難病等の患者の療養生活の質の維持向上及び小児慢性特定疾病の患児等の健全な育成のため、難病・小児慢性特定疾病対策等を推進すること	難病患者や小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減や、療養生活の環境整備を進めるためには、難病法等に基づく基本方針を踏まえた施策を講じる必要がある。
	目標2 (課題2)	ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等を図るため、ハンセン病対策を推進すること	ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講じる必要がある。
	目標3 (課題3)	アレルギー基本指針に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進すること	突然症状(アナフィラキシーショック)が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組む必要がある。

**達成目標1について**

<b>測定指標(アウトカム、アウトプット)</b> ※数字に○を付した指標は主要な指標	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値(参考値)</b>					<b>測定指標の測定理由</b>	<b>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
					<b>年度ごとの実績値</b>						
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○ 衛生行政報告例による難病法に基づく医療受給者証交付件数(アウトプット)	986,071	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和7年度	前年度(1,033,770件)以上	前年度(1,021,606件)以上	前年度(1,048,680件)以上	過去3年間の実績値の最高値(1,048,680件)を上回る値	過去3年間の実績値の最高値(1,121,462件)を上回る値	難病法に基づく医療費助成は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、対象疾病の追加により医療受給者証の交付を必要とする難病患者数が増加する見込みであるため、過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和7年度目標数値は暫定的に令和3年度～令和5年度の実績値の最高値(1,086,579件)とした。
2 難病拠点病院を設置している都道府県数(アウトプット)	-	平成29年度	47	令和7年度	47	47	47	47	47	難病の医療提供体制の整備については、基本方針において、都道府県は難病の患者に対する必要な医療提供体制の構築に努めることとしており、体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院を設置している自治体数を設定している。	目標値については、平成30年度より都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としていたが、令和6年度実績値では、46都道府県86病院となった。引き続き、各都道府県に難病診療の連携の拠点となる病院を整備する必要があり、これを早期に達成するため、令和7年度の目標値も47とした。

3	難病相談支援センターにおける相談件数 (アウトプット)	103,686	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和7年度	平成30年度 (108,374件)以上	前年度 (95,507件)以上	前年度 (89,359件)以上	過去3年間の実績値の最高値 (95,507件)を上回る値	過去3年間の実績値の最高値 (95,507件)を上回る値	難病相談支援センター事業は、難病の患者の療養生活の質の維持向上や難病の患者及びその家族の生活の質の向上を図る上で重要な施策であることから、当該センターの活用状況を測る指標として相談実績件数を設定している。	目標値については、難病患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和7年度目標値は暫定的に令和3年度～令和5年度の実績値の最高値(95,507件)とした。
4	衛生行政報告例による児童福祉法に基づく医療受給者証交付件数 (アウトプット)	113,751	平成29年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和7年度	前年度 (123,693件)以上	前年度 (115,012件)以上	前年度 (115,000件)以上	過去3年間の実績値の最高値 (123,693件)を上回る値	過去3年間の実績値の最高値 (115,000件)を上回る値	児童福祉法に基づく医療費助成は、小児慢性特定疾病の医療の確立及び普及、小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、対象疾病の追加により医療受給者証の交付を必要とする小児慢性特定疾病患者数が増加する見込みであるため、過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和7年度目標値は暫定的に令和3年度～令和5年度の実績値の最高値(115,012件)とした。
5	慢性疼痛に関する電話相談実績件数 (アウトプット)	459	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和7年度	前年度 (766件)以上	814件以上	前年度 (1,104件)以上	過去3年間の実績値の最高値 (1,104件)を上回る値	過去3年間の実績値の最高値 (1,116件)を上回る値	・「慢性の痛み」を来す疾患には、多くの患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。 ・また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要であると考えられている。 ・そのため、慢性の痛みを抱える患者からの相談への対応及び周囲の理解促進を含む患者の支援のための事業を実施することにより、患者・家族へのサポート体制の整備を図る必要があることから、当事業の活用状況を測る指標として電話相談実績件数を設定している。	目標値については、患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため、令和7年度目標を過去3年間の実績値の最高値(1,116件)を上回る値とした。
6	腎疾患特別対策事業費申請自治体数 (アウトプット)	36	平成28年度	47都道府県	令和7年度	前年度以上	47自治体以上	47自治体以上	47自治体以上	47都道府県全て	・慢性腎臓病(CKD)の重症化により透析に至る患者は年々増加しており、国民のQOL低下を招いている。 ・新規透析導入数の抑制には、地域の実情に応じた重症化予防の取組が必要であることから、自治体の取組状況を把握できる指標として腎疾患特別対策事業費申請自治体数を設定している。	・特別対策事業費の対象自治体は、都道府県、政令市、中核市であり、負担割合は国が1/2、自治体が1/2となっている。 ・都道府県において地域の実情に応じた重症化予防の取組が行われることを目指し、令和6年度までの目標値は、都道府県数を踏まえ47自治体以上としていた。 ・近年、自治体数(都道府県、政令市、中核市全ての区分での実施件数)での実績値が目標値を達成したため、令和7年度はより高い目標値として47都道府県全てでの実施を目指し設定した。 ・参考:R5及びR6ともに26都道府県で実施済み
7	循環器病特別対策事業費申請自治体数 (アウトプット)	44	令和4年度	47都道府県	令和7年度	/	-	47都道府県	47都道府県	47都道府県	都道府県循環器病対策推進計画に基づき、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進することが重要であるため。	目標値については、全ての都道府県において循環器病対策を推進することが重要であることから47都道府県とした。
8	難病対策地域協議会設置率 (アウトプット)	61%	令和3年度	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	各都道府県等において、難病対策地域協議会を設置することは、難病患者への支援体制の強化を図るうえで重要であることから、全国の難病対策地域協議会の活用状況を測る指標として、難病対策地域協議会設置率を設定している。	目標値については、全ての都道府県等において難病対策地域協議会が設置されること(設置率100%)とした。
9	小児慢性特定疾病対策地域協議会設置率 (アウトプット)	45%	令和3年度	100%	令和7年度	100%	100%	100%	100%	100%	各都道府県等において、小児慢性特定疾病対策地域協議会を設置することは、小児慢性特定疾病児童等への支援体制の強化を図るうえで重要であることから、全国の小児慢性特定疾病対策地域協議会の活用状況を測る指標として、小児慢性特定疾病対策地域協議会設置率を設定している。	目標値については、全ての都道府県等において小児慢性特定疾病対策地域協議会が設置されること(設置率100%)とした。
<b>(参考指標)</b>						<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	<b>令和7年度</b>	<b>選定理由</b>	
10	都道府県において、難病医療の拠点となる病院の設置数 (アウトプット)				令和7年度	79	81	81	86	/	・難病の医療提供体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院数を設定している。 ・測定指標2の目標値については、都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としているが、全国で設置された病院数を把握するため本指標を参考指標としている。	
11	都道府県別の総人口当たり特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の割合が上位10都道府県の難病対策地域協議会設置率 (アウトプット)				令和7年度	/	/	90%	集計中 (令和7年12月目途判明予定)	/	・測定指標8については、全ての都道府県等において難病地域対策協議会が設置されることを目標としているが、特に特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の割合が高い地域の状況を把握するため、本指標を参考指標としている。	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	特定疾患治療研究費補助金 (昭和47年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002165
(2)	特定疾患等対策費 (昭和47年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002166
(3)	代謝異常児等特殊ミルク供給事業 (昭和55年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002181
(4)	難病情報センター事業費補助金 (平成8年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002159
(5)	難病特別対策推進事業 (平成10年度)	※ ※	※ ※	※	1,2,8	※	002162
(6)	慢性腎臓病(CKD)特別対策事業 (平成21年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002164
(7)	難病患者サポート事業 (平成23年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002171
(8)	からだの痛み相談支援事業 (平成24年度)	※ ※	※ ※	※	5	※	002172
(9)	難病対策の推進のための患者デー タ登録整備事業経費 (平成25年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002173
(10)	難病医療費等負担金 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	1,2	※	002174
(11)	小児慢性特定疾病対策等総合支 援事業 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	9	※	002175
(12)	小児慢性特定疾病医療費負担金 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	4	※	002179
(13)	小児慢性特定疾病児童等自立支 援事業費負担金 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002178
(14)	小児慢性特定疾病情報管理事業 (平成26年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002177
(15)	小児慢性特定疾病児童等支援者 養成事業 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002180
(16)	療養生活環境整備事業 (平成27年度)	※ ※	※ ※	※	3	※	002163

(17)	慢性疼痛診療システム均てん化等事業 (旧:慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業) (令和2年度)	※	※	※	5	※	002186
(18)	循環器病特別対策事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003027
(19)	難病等制度推進事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003028
(20)	難病の全ゲノム解析等実証事業 (令和3年度)	-	-	-	-	研究・医療両面から、難病患者等のよりよい医療につながるゲノムデータ基盤の構築につなげることを目的としている。 具体的には、本格解析に向けて、持続可能な運営主体が以下の①～③を行う。 ①拠点医療機関から新規の検体・臨床情報をゲノム基盤に直接送付し、全ゲノム解析の一連の作業を実証 ②AMEDの研究班のゲノム・臨床データを試験的に移行 ③難病遺伝子パネル検査の運用の実証	-
(21)	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	003074
(22)	難病ゲノム医療専門職養成研修事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	003076
(23)	難病ゲノム等情報利活用検証事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	019911
(24)	慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業(令和5年度)	※	※	※	-	※	005522

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○12	ハンセン病資料館事業実施状況報告によるハンセン病資料館の入館者数(アウトカム)	31,660人	平成29年度	26,280人以上	令和7年度	37,000人以上	前年度(4,302人)以上	前年度(17,605人)以上	前年度(21,084人)以上	前年度(26,280人)以上	国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、ハンセン病資料館の入館者数を測定指標として設定した。	ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図るため、より多くの者がハンセン病資料館を訪れることが望ましいと考えられ、コロナ以降は毎年およそ5000人ほどの入館者数の増加が見られることから、R8までには基準値としたH29の31,660人まで入館者数が回復することを目指し、R7は26,280人以上と設定した。
						4,302人	17,605人	21,084人	26,280人			
13	中学生向けパンフレットの印刷及び発送部数(アウトプット)	-	-	目標年度における中学校生徒数(1,037,231人)	令和7年度	目標年度における中学校生徒数(1,080,717人)	目標年度における中学校生徒数(1,080,717人)	目標年度における中学校生徒数(1,054,898人)	目標年度における中学校生徒数(1,054,898人)	目標年度における中学校生徒数(1,037,231人)	ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットを作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する必要があることから、当該指標を選定した。	・ 目標値は、全国の中学1年生の生徒数等の調査結果に基づき、中学生向けパンフレットの印刷及び発送した部数とした。 ・ 現在の中学1年生の生徒数の近似値として、2012年出生数(平成24年(2012)人口動態統計(確定数)の概況「厚生労働省」)を目標値に設定。 前年度を下回る目標値となっているが、近年出生数は減少傾向にあること、また、当該指標については、「全国の中学生に周知を行うこと」を目標として設定していることから、令和7年度は1,037,231人以上とした。
						0部	2,337,165部	1,469,414部	1,331,224部			
<b>(参考指標)</b>						<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	<b>令和7年度</b>	<b>選定理由</b>	
14	補償金の支給件数					691件	362件	437件	427件		「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき補償金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
15	ハンセン病療養所退所者給与金、ハンセン病療養所非入所者給与金及び特定配偶者等支援金の受給対象者数					1,140人	1,095人	1,060人	1,009人	961人	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助を行うため、各給与金を支給しており、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進を図る上で、重要な指標である。	

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(25)	国立ハンセン病療養所運営費 (昭和5年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	002170
(26)	国立ハンセン病療養所施設費 (昭和24年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	002169
(27)	私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	002158
(28)	国立ハンセン病療養所等入所者家族 生活支援委託費 (昭和29年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	002156
(31)	ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	002157
(30)	ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	002168
(31)	退所者等対策経費 (平成14年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	002154
(32)	名誉回復事業 (平成14年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	002155
(33)	国立ハンセン病資料館収蔵庫増設 経費 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	12.13	※	003077

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
16	アレルギーポータルの月間ページ閲覧数の年間中央値(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	262,983PV	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・アレルギー疾患については、インターネット等に溢れている情報から適切な情報を選択することが非常に困難となっている現状に鑑み、アレルギー疾患に関する正しい知識が習得できるよう、指標として選定した。	・目標値については、より多くの国民がアレルギー疾患に関する正しい知識が習得できるよう、PV数が(線形でなくても長期的には)増加するように設定した。 ・PV数の調査が令和3年度からで、伸び率は変動(R4: 27.2%, up R5 1.0% up)が激しく想定困難なため、目標値は「前年度以上」とする。また、年間PV数だと、突発的イベント(広告によるアクセス増加)などの影響が強くなるため、月間ページ閲覧数の中央値に変更した。
						206,800PV	262,983PV	265,563PV	205,851PV			
17	1年間で中心拠点病院での実地研修に参加した医師数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	22人	平成30年度	30人	毎年度	30人	30人	30人	30人	50人	・アレルギー基本指針において、中心拠点病院協力のもと、専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進することが求められており、中心拠点病院での研修等を通じ、全国的な医療水準の向上のための医療従事者の育成を行うことが必要である。 ・このため中心拠点病院での研修参加状況を指標とした。	・A研修において、オンラインを活用した研修が令和4年度より開始し、受講者数が大幅に増えたため、研修受講者全体の増加傾向を評価困難となったため、より質の高い研修を修了した人数かつ研修受講者の趨勢を評価しやすくなるため、年間の実地研修に参加した医師数を集計する事とした。 ・基準値は、コロナウイルス感染症の影響を受ける前で、医療提供体制在り方検討会で拠点病院に求められる機能等取りまとめられた直後の平成30年度の数値を活用し、目標値は、基準値を十分超えられるように直近の受講者数の実績も踏まえ、30人と設定した。
						31人	37人	32人	34人			
18	食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	-	-	0人	令和10年度	-	0人	0人	0人	0人	上記の測定指標の総合的な結果として、食物によるアナフィラキシーショックの発症、重症化予防に寄与し、もって死亡者を発生させないことが必要であるため指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・当該測定指標については令和10年度を目標年度とするものではあるが、各年度においても死亡者数ゼロとすることを目標として設定した。 ・データは、e-Stat人口動態調査死亡数を参照した。
						0人	1人	0人	集計中 (R7年9月目 途公表予定)			
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビュシート予算事業ID	
		予算額	予算額									執行額
(34)	リウマチ・アレルギー対策費 (平成13年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	16,17	※					002167	
		※	※									
(35)	リウマチ・アレルギー特別対策事業 (平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	16,17	※					002161	
		※	※									
(36)	アレルギー情報センター事業費補助金 (平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	16,17	※					002160	
		※	※									
(37)	アレルギー疾患医療提供体制整備事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	※	※	※	16,17	※					002183	
		※	※									
(38)	免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業(令和5年度)	※	※	※	-	※					005523	
		※	※									

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施 予定時期	令和5年度
	175,906,331	177,508,721	19,112,934		
施策の執行額(千円)	150,492,679	159,531,330			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		2022年2月25日	<p>難病対策については、制度の見直しを進めるとともに、総合的な支援策を推進します。</p> <p>ハンセン病問題対策については、元患者の御家族への補償制度を着実に実施するとともに、ハンセン病に対する偏見、差別の解消に全力で取り組みます。</p>	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。